



長野県報

4月1日(月)
令和6年
(2024年)
第496号

目次

規則

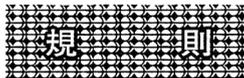
個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(DX推進課).....	2
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(DX推進課)...	2
政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報公開・法務課).....	2
博物館法施行細則(文化振興課).....	3
文化財保護条例施行規則(文化振興課).....	6
長野県立歴史館管理規則(文化振興課).....	23
児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則(こども・家庭課児童相談・養育支援室、地域福祉課).....	25
介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課).....	26
旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則(介護支援課).....	32
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課).....	33
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障がい者支援課)...	35
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(障がい者支援課).....	36
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課).....	37

告示

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(情報公開・法務課)...	38
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	38
長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の規定の適用除外の公示(環境政策課ゼロカーボン推進室).....	38
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(環境政策課ゼロカーボン推進室).....	39
都市計画事業の事業計画の変更認可(水道・生活排水課).....	40
長野県立自然公園条例に基づく公園計画の変更及び公園計画を記載した図書の縦覧(自然保護課).....	40
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(3件)(会計課).....	40
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	41

公告

都市計画事業の認可(都市・まちづくり課).....	42
特定調達契約の締結が見込まれる一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の定め(契約・検査課).....	42
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	44



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 条例別表第1の6の項の事務の項中

- | | |
|--|------------------|
| (8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 | を |
| (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 | に、「(9)」を「(10)」に改 |
| (9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務 | |

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

D X 推進課

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第30号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）の一部を次のように改正する。第2条第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

- ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第7条第1項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ）」に改め、同条第2項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

D X 推進課

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第31号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年長野県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「認印し、」を削る。

様式第1号から様式第3号までの規定中「長野県知事 ㊟」を「長野県知事 〃」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

博物館法施行細則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第32号

博物館法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(博物館登録申請)

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更の届出)

第3条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（様式第2号）によりするものとする。

(定期報告)

第4条 法第16条の規定による定期報告は、毎年1回、8月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(博物館の廃止の届出)

第5条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（様式第3号）によりするものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	名 称	
	住 所	
登録を受けようとする博物館の名称及び所在地	名 称	
	所在地	

- (添付書類)
- 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
 - 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - その他知事が必要と認める書類

(様式第2号) (第3条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

博物館法第15条第1項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博物館の名称		
変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
備 考		

(様式第3号) (第5条関係)

博物館廃止届

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

博物館法第20条第1項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物館の名称	
廃止した博物館の所在地	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 財 産 の 処 理	

文化振興課

文化財保護条例施行規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第33号

文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定書)

第2条 条例第4条第6項（条例第25条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、長野県宝（長野県有形民俗文化財）指定書（様式第1号）によるものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第3条 条例第6条第3項(条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)管理責任者選任(解任)届出書(様式第2号)によりしなければならない。

(所有者等の変更等の届出)

第4条 条例第7条第1項(条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)所有者(占有者)変更届出書(様式第3号)によりしなければならない。

第5条 条例第7条第2項(条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)所有者(占有者、管理責任者)氏名(名称、住所)変更届出書(様式第4号)によりしなければならない。

(滅失、損傷等の届出)

第6条 条例第8条(条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)滅失(損傷、亡失、盗難)届出書(様式第5号)によりしなければならない。

(所在の場所の変更の届出)

第7条 条例第9条(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財)所在場所変更届出書(様式第6号)によりしなければならない。

2 条例第9条ただし書(条例第29条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める場合とする。

(1) 届出を要しないもの 第4条又は第5条の規定による変更届が提出されている場合、修理のため一時的に所在の場所を変更する場合又は公開のため一時的に所在の場所を変更する場合

(2) 所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるもの 非常災害のため緊急措置として所在の場所を変更した場合
(現状変更等の許可の申請)

第8条 条例第13条第1項(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けようとする者は、長野県宝(長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)現状変更等許可申請書(様式第7号)により申請しなければならない。

(現状変更等の届出)

第9条 条例第13条第1項ただし書(条例第34条において準用する場合を含む。)又は条例第27条第1項の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)現状変更等届出書(様式第7号)によりしなければならない。

(維持の措置の範囲)

第10条 条例第13条第2項(条例第34条において準用する場合を含む。)に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 文化財が損傷するおそれがある場合において、当該文化財を保存するための補強の措置を執るとき。

(2) 文化財が損傷し、又は衰えている場合において、当該損傷又は衰えの拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

(修理の届出)

第11条 条例第14条第1項(条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、長野県宝(長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物)修理(復旧)届出書(様式第8号)によりしなければならない。

(公開の承認の申請)

第12条 条例第16条第8項(条例第29条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとする者は、長野県宝(長野県有形民俗文化財)公開承認申請書(様式第9号)により申請しなければならない。

(認定書の交付)

第13条 条例第19条第2項の規定による認定又は同条第3項の規定による追加認定をしたときは、長野県無形文化財保持者(保持団体)認定書(様式第10号)を交付するものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第14条 条例第21条(条例第37条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 保持者若しくは保持団体(保存団体)が氏名、名称、代表者若しくは住所を変更し、又は構成員に異動を生じたとき 長野県無形文化財(長野県選定保存技術)保持者(保持団体、保存団体)氏名等変更届出書(様式第11号)

(2) 保持者が死亡し、又は保持団体(保存団体)が解散したとき 長野県無形文化財(長野県選定保存技術)保持者(保持団体、保存団体)死亡(解散)届出書(様式第12号)

(標識等の設置基準)

第15条 条例第32条に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 標識 石、金属、コンクリート、木材その他堅固な材料をもって設置することとし、次に掲げる事項を表示すること。

ア 長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の別及び名称

イ 長野県知事の文字(所有者の名称又は氏名を併せて表示することができる。)

ウ 指定年月日

エ 建設年月日

(2) 説明板 次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。

- ア 長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の別及び名称
- イ 指定年月日
- ウ 指定の理由
- エ 説明事項
- オ 保存上注意すべき事項
- カ その他参考となる事項
- キ 指定に係る地域を示す図面（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合を除く。）

(3) 境界標

- ア 石、コンクリートその他堅固な材料をもって設置すること。
- イ 13センチメートル角の4角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とすること。
- ウ 上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には記念物境界の文字及び長野県知事の文字を表示すること。

(4) 囲いさくその他の施設 なるべく堅固な材料をもって設置すること。

- (5) 前各号に掲げる施設の設置に当たっては、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において環境に調和するようにすること。

(土地の所在等の異動の届出)

第16条 条例第33条の規定による届出は、長野県史跡（長野県名勝、長野県天然記念物）土地の所在等異動届出書（様式第13号）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に条例第32条の規定により設置されている標識又は境界標に係る第15条第1号のイ又は第3号のウの規定の適用については、これらの規定中「長野県知事」とあるのは、「長野県知事又は長野県教育委員会」とする。

(様式第1号) (第2条関係)

(表)

第 号

長野県宝 (長野県有形民俗文化財) 指定書

名 称

員 数

(特記すべき事項を記載すること。)

上記を長野県宝 (長野県有形民俗文化財) に指定しました。

年 月 日

長野県知事 印

(裏)

所有者	所有者の住所	所在の場所	備考

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更年月日

(注意)

- 1 指定が解除になったときは、この指定書を返付してください。
- 2 次の場合は、この指定書を添えて、知事に届け出てください。
 - (1) 所有者が変更したとき。
 - (2) 所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更したとき。
 - (4) 現状変更により記載内容と相違したとき。
- 3 この指定書は、汚損等しないように大切に保管してください。

(様式第2号) (第3条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）管理責任者選任（解任）届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）の管理責任者を下記のとおり選任（解任）しました。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号（長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物にあっては、指定された告示番号）
- 3 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 4 選任（解任）の年月日
- 5 選任（解任）の理由

(様式第3号) (第4条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）所有者（占有者）変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）の所有者（占有者）が下記のとおり変更になりました。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号（長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物にあっては、指定された告示番号）
- 3 所在の場所（所在の場所を変更した場合は、変更前の所在の場所を併記すること。）
- 4 旧所有者（旧占有者）の氏名又は名称及び住所
- 5 変更の理由
- 6 変更の年月日

(添付書類)

- 1 指定書（長野県宝又は長野県有形民俗文化財の場合に限る。）
- 2 所有権（占有権）の移転を証する書類

(様式第4号) (第5条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）所有者（占有者、管理責任者）氏名（名称、住所）変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）の所有者（占有者、管理責任者）の氏名（名称、住所）を下記のとおり変更しました。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号（長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物にあつては、指定された告示番号）
- 3 所在の場所（所在の場所を変更した場合は、変更前の所在の場所を併記すること。）
- 4 変更前の氏名（名称、住所）
- 5 変更後の氏名（名称、住所）
- 6 変更年月日

(添付書類)

指定書（長野県宝又は長野県有形民俗文化財に係る場合に限る。）

(様式第5号) (第6条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）滅失（損傷、亡失、盗難）届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）が、
下記のとおり滅失し（損傷し、亡失し、盗み取られ）ました。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号（長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物にあつては、指定された告示番号）
- 3 滅失（損傷、亡失、盗難）の事実が生じた日時及び場所
- 4 滅失（損傷、亡失、盗難）の状況及び原因
- 5 滅失（損傷、亡失、盗難）の事実を知った日時及びその後の処置

(添付書類)

状況を示す写真及び見取図

(様式第6号) (第7条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財）所在場所変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財）の所在の場所を下記のとおり変更します（しました）。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 （変更前の）所在の場所
- 4 変更後の所在の場所
- 5 変更予定（変更）年月日
- 6 変更の理由

(添付書類)

- 1 指定書
- 2 変更しようとする場所の位置図

(様式第7号) (第8条、第9条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）現状変更等許可申請（届出）書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）について、下記のとおり現状を変更（保存に影響を及ぼす行為を）したいので許可してください（届け出ます）。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号（長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物にあつては、指定された告示番号）
- 3 現状変更等の内容及び実施の方法
- 4 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

(添付書類)

- 1 現状変更等の設計仕様書、設計図、見取図及び現状変更等に係る部分のキャビネ型写真
- 2 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときはその資料
- 3 所有者又は占有者の承諾書
- 4 管理責任者がある場合は、管理責任者の意見書

(様式第8号) (第11条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）修理（復旧）届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財、長野県史跡、長野県名勝、長野県天然記念物）を下記のとおり修理（復旧）します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号（長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物にあつては、指定された告示番号）
- 3 修理（復旧）を必要とする理由
- 4 修理（復旧）の内容及び方法
- 5 修理（復旧）の施行者の氏名又は名称及び住所
- 6 修理（復旧）の着手及び終了の予定年月日

(添付書類)

- 1 設計仕様書、設計図、見取図及び修理（復旧）に係る部分のキャビネ型写真
- 2 管理責任者又は占有者がいる場合は、その者の意見書

(様式第9号) (第12条関係)

長野県宝（長野県有形民俗文化財）公開承認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県宝（長野県有形民俗文化財）を下記により公開したいので承認してください。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 公開する文化財の名称及び員数
- 4 公開の場所及びその施設の内容
- 5 公開の年月日（期間）
- 6 荷造り及び輸送の方法
- 7 公開の期間中における管理方法

(添付書類)

- 1 公開を行おうとする場所の見取図
- 2 所有者及び占有者の承諾書
- 3 管理責任者がある場合は、その者の意見書

(様式第10号) (第13条関係)

(表)

第 号

長野県無形文化財保持者(保持団体)認定書

氏 名
(芸名、雅号等)

長野県無形文化財 の保持者(保持団体)として認定しました。

年 月 日

長野県知事 印

(裏)

認定の要件

住 所

生年月日

(保持団体の構成員)

(注意)

次の場合は、知事に届け出てください。

- 1 氏名、名称、代表者若しくは住所を変更し、又は構成員に異動を生じたとき。
- 2 死亡し、又は解散したとき。

(様式第11号) (第14条関係)

長野県無形文化財（長野県選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）
氏名等変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県無形文化財（長野県選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団
体）の氏名（名称、代表者、住所、構成員）を下記のとおり変更（異動）しました。

記

- 1 無形文化財（選定保存技術）の名称
- 2 認定書の記号番号（長野県選定保存技術の場合にあっては、選定された告示番号）
- 3 変更（異動）の内容
新
旧
- 4 変更（異動）年月日

(添付書類)

認定書（長野県無形文化財の場合に限る。）

(様式第12号) (第14条関係)

長野県無形文化財（長野県選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）
死亡（解散）届出書

年 月 日

長野県知事 殿

相続人（代表者であった者）の

住 所

氏 名

長野県無形文化財（長野県選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団体）が下記のとおり死亡（解散）しました。

記

- 1 無形文化財（選定保存技術）の名称
- 2 認定書の記号番号（長野県選定保存技術の場合にあっては、選定された告示番号）
- 3 保持者（保持団体、保存団体）の氏名又は名称及び住所
- 4 死亡（解散）年月日

(様式第13号) (第16条関係)

長野県史跡(長野県名勝、長野県天然記念物)土地の所在等異動届出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

長野県史跡(長野県名勝、長野県天然記念物)の所在(地番、地目、地積)について
下記のとおり、異動がありました。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定された告示番号
- 3 異動の内容
新
旧
- 4 異動年月日
- 5 異動の理由

(添付書類)

異動が確認できる書類

文化振興課

長野県立歴史館管理規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第34号

長野県立歴史館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県立歴史館条例(平成6年長野県条例第24号。以下「条例」という。)第9条の規定により、長野県立歴史館(以下「歴史館」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 歴史館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときは、火曜日）

(2) 休日の翌日

(3) 12月28日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第3条 歴史館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(歴史館協議会)

第4条 条例第4条の規定による歴史館協議会は、歴史館の長が招集する。

2 歴史館協議会を分けて定例会及び臨時会とし、定例会は毎年1回、臨時会は必要に応じて招集する。

3 歴史館協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(使用の許可等)

第5条 条例第5条の規定により許可を受けようとする者は、歴史館に保存されている資料を閲覧する場合にあっては長野県立歴史館閲覧申込書（様式第1号）を知事に提出し、展示資料を閲覧する場合にあってはその旨を知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をしたときは、閲覧許可書又は観覧券（様式第2号）を交付するものとする。

(閲覧の制限)

第6条 知事は、歴史館に保存されている資料のうち、次に掲げるものの閲覧を制限することができる。

(1) 法令の定めるところにより公開ができないもの

(2) 個人に関する資料で、他人に知れたくないと思われられるもの

(3) 法人その他の団体に関する資料で、閲覧に供することにより当該法人その他の団体に不利益を与えるおそれがあると認められるもの

(4) 資料の傷み等のため保存上支障のあるもの

(5) 資料の整理が完了していないもの

(6) 寄贈者又は寄託者と利用の制限について特約があるもの

(7) 前各号に定めるもののほか、公益上の理由等により閲覧に供することが不相当と認められるもの

(遵守事項)

第7条 歴史館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歴史館の施設、資料等を損傷し、汚損し、又は紛失しないこと。

(2) 歴史館内において他人の迷惑になるような行動をしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(4) 歴史館内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、歴史館の秩序の維持について知事が定める事項

(入館の制限等)

第8条 知事は、めいていしている者その他歴史館の管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 知事は、歴史館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し、使用の停止又は使用条件の変更をすることができる。

(1) 第7条の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(損害の賠償)

第10条 歴史館の利用者は、歴史館の施設、資料等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、遅滞なく知事に届け出て、その指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、歴史館の管理等について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号) (第5条関係)

長野県立歴史館 閲覧申込書	
	年 月 日
長野県知事 殿	申込者 住所 氏名 電話番号
目的	
請求番号	請求資料名
閲覧に当たっては、次のことを遵守します。 1 この申込書に記載した目的以外に使用しないこと。 2 歴史館職員の指示する事項を遵守すること。	

(様式第2号) (第5条関係)

No. _____	No. _____
	年 月 日
(金額) 円	観覧券 (金額) 円
	長野県立歴史館

文化政策課

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第35号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「及び自立援助ホーム」を「及び児童自立生活援助事業所」に改め、
同表の備考の3を削る。

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2) 社会福祉施設の項中

「 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設」

を

「 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

児童福祉法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター」

に、

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設

母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター」

を

「 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設」

に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室
地域福祉課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第36号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出し及び同条第1項中「第47条第4号」を「第47条第6号」に改める。

第48条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第48条の2 条例第131条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第51条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第51条の2 条例第141条の2に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第53条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第53条の2 条例第147条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第61条第1項第2号を削り、同項第3号中「第160条第1項第3号」を「第160条第1項第2号」に改め、「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第160条第1項第4号」を「第160条第1項第3号」に、「前2号」を「前号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第160条第1項第5号」を「第160条第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第4号」を「前項第3号」に改める。

第62条第2号を削り、同条第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「介護医療院の施設の基準に関する条例」を「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」に、「介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則」を「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」に改め、同号を同条第4号とし、同条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第62条の2 条例第163条第6項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第65条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟（省令第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下この号において同じ。）を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第66条中「及び第48条」を「、第48条及び第51条の2」に改める。

第67条第1項第2号を次のように改める。

(2) 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所

次項に規定する基準を満たすユニット（条例第172条に規定するユニットをいう。次項第1号において同じ。）、廊下、機能訓練室及び浴室

第67条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「、介護医療院の施設の基準に関する条例」を「、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」に、「介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則」を「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の4項を加える。

2 前項第2号に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準

ア 病室 次に定める基準

(ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室（条例第172条に規定する共同生活室をいう。以下この項及び第4項において同じ。）に近接して一体的に設けること。

(ウ) 一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

(エ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に定める基準

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に定める基準

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に定める基準

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 共同生活室は、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂と、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては同規則第21条の4において準用する同号に規定する食堂とみなす。

5 第1項第2号及び前3項に定めるもののほか、療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第68条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第68条の2 条例第174条第8項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第70条に次の1項を加える。

7 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号のア及び第2項第2号のアの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第193条において準用する条例第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について検討を行い、及び当該事項の実施状況を定期的に確認

していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、特定施設従業者の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。

第75条中「及び第14条の2」を「、第14条の2及び第51条の2」に改める。

第83条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第209条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与の目標

(2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容

(3) 福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期

(4) その他必要と認められる事項

第2条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第22条の2に次の1項を加える。

2 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の規定による指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準又は介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号。第62条第4号及び第67条第1項第3号において「介護医療院基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準を満たすことをもって、条例第68条第3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第23条の2中「第71条第5号」を「第71条第7号」に改める。

第25条中「第66条に」を「第66条第1項に」に、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第14条第1項」を「指定介護予防サービス等基準条例第45条第3項」に、「第66条」を「指定介護予防サービス等基準条例第66条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第22条の2」に、「第68条」を「第68条第3項及びこの規則第22条の2」に改める。

第28条中「第80条第1項第3号又は同条第2項第4号」を「第80条第1項第5号又は同条第2項第6号」に改める。

第44条中「及び第32条」を「、第22条の2第2項及び第32条」に、「第45条第3項」を「第45条第3項及び」に、「第98条第3項」を「第98条第3項並びに」に、「第37条」を「第37条及び指定介護予防サービス等基準規則第40条において準用する指定介護予防サービス等基準規則第22条の2第2項」に、「及びこの規則第41条」を「並びにこの規則第41条及び同規則第44条において準用する同規則第22条の2第2項」に改め、「第42条」との次に「、第22条の2第2項中「第68条第3項」とあるのは「第117条第3項」と」を加える。

第61条第1項第1号中「介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号。次条及び第67条において「」及び「」という。）」を削る。

第62条第4号中「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）」を「介護医療院基準規則」に改める。

第67条第1項第3号中「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」を「介護医療院基準規則」に改める。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し及び同条第1項中「第52条第4号」を「第52条第6号」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第44条の2 条例第112条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第46条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話

装置等の活用)

第46条の2 条例第115条の2に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第58条第1項第2号を削り、同項第3号中「第141条第1項第3号」を「第141条第1項第2号」に改め、「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第141条第1項第4号」を「第141条第1項第3号」に、「前2号」を「前号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第141条第1項第5号」を「第141条第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第4号」を「前項第3号」に改める。

第59条第2号を削り、同条第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「、介護医療院の施設の基準に関する条例」を「、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」に、「介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則」を「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」に改め、同号を同条第4号とする。

第60条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟(省令第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下この号において同じ。)を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第63条中「及び第44条」を「、第44条、第44条の2及び第46条の2」に、「第45条の3」を「条例第45条の3」に改める。

第64条第2号を次のように改める。

(2) 療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 次項に規定する基準を満たすユニット(条例第153条に規定するユニットをいう。次項第1号において同じ。)、廊下、機能訓練室及び浴室

第64条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「、介護医療院の施設の基準に関する条例」を「、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」に、「介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則」を「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の4項を加える。

2 前項第2号に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準

ア 病室 次に定める基準

(ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第153条に規定する共同生活室をいう。以下この項及び第4項において同じ。)に近接して一体的に設けること。

(ウ) 一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

(エ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に定める基準

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に定める基準

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に定める基準

(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下 廊下(中廊下を除く。)の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 共同生活室は、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂と、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては同規則第21条の4において準用する同号に規定する食堂とみなす。

5 第1項第2号及び前3項に定めるもののほか、療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第65条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第67条に次の1項を加える。

7 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号のア及び第2項第2号のアの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第169条において準用する条例第115条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について検討を行い、及び当該事項の実施状況を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、介護予防特定施設従業者の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。

第71条中「第14条の2及び」を「第14条の2、」に、「まで」を「まで及び第46条の2」に改める。

第79条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第197条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の目標

(2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容

(3) サービスの提供を行う期間

(4) 介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期

(5) その他必要と認められる事項

第80条中「まで、」を「まで及び」に改め、「及び第21条第1項」及び「、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第197条第1項」とを削る。

第4条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第22条の2に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の規定による指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準又は介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号。第59条第4号及び第64条第1項第3号において「介護医療院基準規則」という。）第2条に定める人員に関する基準を満たすことをもって、条例第66条第3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

第25条中「第68条に」を「第68条第1項に」に、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第14条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項に、「第68条」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第22条の2」に、「第66条」を「第66条第3項及びこの規則第22条の2」に改める。

第28条中「第80条第1項第3号又は同条第2項第4号」を「第80条第1項第5号又は同条第2項第6号」に改める。

第40条中「及び第21条第1項」を「、第21条第1項及び第22条の2第2項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項及び」に、「第117条第3項」を「第117条第3項並びに」に、「第41条」を「第41条及び指定居宅サービス等基準規則第40条において準用する指定居宅サービス等基準規則第22条の2第2項」に、「及びこの規則第37条」を「並びにこの規則第37条及び同規則第40条において準用する同規則第22条の2第2項」に、「読み替える」を「、第22条の2第2項中「第66条第3項」とあるのは「第98条第3項」と読み替える」に改める。

第58条第1項第1号中「介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号。次条及び第64条において「」及び「」という。）」を削る。

第59条第4号中「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第18号）」を「介護医療院基準規則」に改める。

第64条第1項第3号中「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則」を「介護医療院基準規則」に改める。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第24号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第14条」を「第15条」に改め、同条に次の3項を加える。

- 11 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）は、当該指定介護老人福祉施設に介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を併設する場合において、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。
- 12 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。
- 13 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員を置かないことができる。

第9条中「同一敷地内にある」を削る。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第13条 条例第39条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

附則第10項中「第13条第1号」を「第14条第1号」に改める。

（介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）

第6条第3項第3号中「省令」を「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「省令」という。）」に改める。

第11条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用）

第15条 条例第39条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

附則第12項中「第15条第1項第3号のイの(ア)のb」を「第16条第1項第3号のイの(ア)のb」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「同一敷地内にある」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第3号中「第9条」を「第10条」に改める。

第3条第7項中「第14条」を「第15条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）は、当該特別養護老人ホームに介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を併設する場合において、当該特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期

入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。

9 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所(第15条第8項において「指定通所介護事業所」という。)又は指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設される事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。

第17条を第18条とする。

第16条中「第8条及び第9条」を「第9条及び第10条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第7項を次のように改める。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、当該地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設される指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師を置かないことができる。

第14条第8項中「(指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)」を削り、同条を第15条とし、8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第8条 条例第32条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び附則第18項中「同一敷地内にある」を削る。

(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第18条」を「第19条」に改める。

第3条第2号のアの(イ)及び同号のイ中「第16条第1項第2号」を「第17条第1項第2号」に改め、同条第3号のアの(イ)中「第16条第1項第3号のアの(イ)」を「第17条第1項第3号のアの(イ)」に改める。

第11条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第13条第1項第1号中「第16条第1項第2号のイ」を「第17条第1項第2号のイ」に改める。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第16条 条例第39条の3に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第11条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和3年長野県規則第75号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第13条第1号のアの(ウ)」を「第14条第1号のアの(ウ)」に、「第15条各号」を「第16条各号」に改める。

附則第3項の表以外の部分中「第15条第1項第3号のア」を「第16条第1項第3号のア」に、「第9条第1項第1号のアの(イ)」を「第10条第1項第1号のアの(イ)」に、「第16条第1項第5号のア」を「第17条第1項第5号のア」に改め、同項の表中「第15号各号」を「第16号各号」に、「第15条第1項第3号のア」を「第16条第1項第3号のア」に、「第17条各号」を「第18条各号」に、「第9条第1項第1号のアの(イ)」を「第10条第1項第1号のアの(イ)」に、「第11条各号」を「第12条各号」に、「第16条第1項第5号のア」を「第17条第1項第5号のア」に、「第18条各号」を「第19条各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年6月1日から施行する。

介護支援課

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則を廃止する規則
旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成30年長野県規則第19号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条の4」を「第37条の5」に、「第3節 基準該当生活訓練（第45条）」を

「第3節 基準該当生活訓練（第45条）」

に改める。

第9章の2 就労選択支援（第45条の2・第45条の3）」

第8条第7項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第9条中「第9条」を「第14条」に改める。

第13条第1項第2号並びに第34条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第37条の4を第37条の5とし、第37条の3第1項中「第99条の4第1号」を「第99条の5第1号」に改め、同条第2項中「第99条の4第3号」を「第99条の5第3号」に改め、同条第3項中「第99条の4第4号」を「第99条の5第4号」に改め、同条を第37条の4とし、第37条の2の次に次の1条を加える。

（指定通所リハビリテーション事業者が行う共生型機能訓練の事業の基準）

第37条の3 条例第99条の4第1号の規則で定める数は、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数とする。

2 条例第99条の4第2号の規則で定める面積（指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該面積に食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えた面積）は、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型機能訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

第38条中「は、」を「又は指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下この項において同じ。）は、」に、「とする」を「又は指定通所リハビリテーション事業者とする」に改め、同条各号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第38条の2を第38条の3とし、第38条の次に次の1条を加える。

（病院等基準該当機能訓練事業所の基準）

第38条の2 条例第102条の3第1号の規則で定める病院又は診療所は、次に掲げる基準を満たす病院又は診療所とする。

(1) 病院等基準該当機能訓練事業所の専用の部屋等の面積を病院等基準該当機能訓練を受ける利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当機能訓練事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

(従業者の員数等)

第45条の2 条例第108条の2第1項の規則で定める者は、省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第108条の2第2項の規定により定める就労選択支援員の員数の基準は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。(準用)

第45条の3 第4条の3、第4条の4、第35条及び第36条の規定は、条例第108条の2第1項に規定する指定就労選択支援事業者について準用する。

2 障害福祉サービス事業基準条例施行規則第4条の規定は、条例第108条の2第1項に規定する指定就労選択支援事業者について準用する。

第52条の3第1項第2号のア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第52条の3第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この項及び次項において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。次項において同じ。)を前項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第54条の2を第54条の2の2とし、第54条の次に次の1章を加える。

(地域連携推進会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第54条の2 条例第120条の8第2項に規定する地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

第54条の5中「又は」を「若しくは」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第54条の11第1項中「実施状況」の次に「及び条例第120条の8第2項の報告、要望、助言等の内容又は同条第5項の評価の結果」を加え、同条第2項中「規定による」を「協議会等における」に改める。

第54条の12第1項中「、第120条の8」を「、第120条の9」に、「第120条の8第3項」を「第120条の9第3項」に改め、同条第2項中「第120条の9第1項」を「第120条の10第1項」に改める。

第54条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助を適切」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切」に改める。

第54条の15第5号中「第120条の14第1項」を「第120条の15第1項」に改める。

第54条の17第1号中「第120条の10第1号」を「第120条の11第1号」に改める。

第54条の19第1項中「第120条の8、第120条の11」を「第120条の9、第120条の12」に、「第120条の8第3項及び第120条の11第3項」を「第120条の9第3項及び第120条の12第3項」に改め、同条第2項中「第120条の10、第120条の11」を「第120条の11、第120条の12」に改める。

第55条第2項中「、指定通所支援基準条例第55条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第58条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第59条中「させる」を「させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。
第62条第1項中「第105条第1項」の次に「、第108条の4第1項」を加え、「第118条の18第1項」を「第118条の17第1項」に改める。
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 生活訓練(第8条—第10条の2)」を「第5章 生活訓練(第8条—第10条の2) 第5章の2 就労選択支援(第10条の3—第10条の5)」に改める。

第2条の2中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第5条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第5条の2中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第6条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第7条及び第10条の2中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

(職員の員数)

第10条の3 条例第59条の4第1項第2号の就労選択支援の提供に当たるものとして規則で定めるものは、省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。

2 条例第59条の4第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

3 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集する会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第10条の4 条例第59条の6第3項に規定する会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(準用)

第10条の5 第2条の4、第2条の5及び第4条の規定は、就労選択支援事業者及び就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第59条の8において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第59条の8において準用する条例第32条の2」と、第4条中「第37条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

第12条、第17条の2及び第19条中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第20条第1項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第54条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則目次の改正規定(

「第3節 基準該当生活訓練(第45条)」を「第3節 基準該当生活訓練(第45条) 第9章の2 就労選択支援(第45条の2・45条の3)」に改める部分に限る。)

並びに第2条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則目次の改正規定及び第5章の次に1章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

障がい者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第10条まで」を「第11条まで」に、「第18条第5項」を「第18条第6項」に、「第6条」を「第6条中「条例第19条の2第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第19条の2第2項」と、障害者支援施設基準条例施行規則第7条」に、「第7条」を「第8条」に、「第8条中「条例第38条の2」を「第9条中「条例第38条第2項」に、「する条例第38条の2」を「する条例第38条第2項」に、「第10条第1号」を「第11条第1号」に、「第8条第3号及び第10条第2号」を「第9条第3号及び第11条第2号」に、「第9条」を「第10条」に、「第10条中」を「第11条中」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号及び第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第5条中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「第45条」を「第44条」に改め、同条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(地域連携推進会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第6条 条例第19条の2第2項に規定する地域連携推進会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第40号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター(第27条・第28条)」を「児童発達支援センター(第28条)」に、「医療型児童発達支援センター(第29条)」を「削除」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 児童発達支援センター

第27条中「第81条第5項」を「第81条第3項」に改め、同条第1号中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)の指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第28条第1項各号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第82条第4項の規定により定める職員の員数の基準は、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数について、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

第28条第4項を削る。

第10章を次のように改める。

第10章 削除

第29条 削除

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療型児童発達支援(第18条―第22条)」を「削除」に改める。

第4条第1項中「第6条第5項」を「第6条第4項」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「から第4項まで」及び「言語聴覚士及び」を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「第6条第6項」を「第6条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「、第2項第1号」を削り、同項を同条第5項とする。

第5条第1項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項を削る。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第18条から第22条まで 削除

第26条中「及び第21条」を「及び第25条」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第28条中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「おいてで」を「おいて」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「支援」に、「f)」を行い、及び「f)」を行い、並びに「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第33条第1項中「第5号」を「第4号」に、「同条第6号」を「同条第5号」に改め、同条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。

第35条第1項中「第5号」を「第4号」に改め、同条第2項中「第5号」を「第4号」に改め、「指定医療型児童発達支援」を削り、同条第4項中「第5号」を「第4号」に、「同条第6号のア」を「同条第5号のア」に改める。

第36条第1項中「、第57条」を削る。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)及び第13条第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年4月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第41号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条第1項第10号」を「第9条第1項第12号」に改める。

別表の2の(11)中「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会 計 課